

令和6年12月11日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(担当：保健医療係 06-6208-7591～7593)

「被扶養者認定取扱基準」の改訂について

令和6年12月2日付け地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正による資格確認書に関する規定の追加等に伴い、「被扶養者認定取扱基準」を一部改訂しましたのでお知らせします。

記

1 「被扶養者認定取扱基準」の改訂について

(1) 資格確認書の追記について、次のとおり改訂します。

	掲載ページ	項目	内容
1	21	VII 被扶養者の申告に必要な書類 3 扶養家族が減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 「組合員被扶養者証」を「資格確認書（交付時）または組合員被扶養者証」に変更。 「滅失届」を「資格確認書等返納不能届」に変更。
2	23	IX 扶養状況確認調査(検認)	<ul style="list-style-type: none"> 「被扶養者証」を「資格確認書（交付時）または組合員被扶養者証」に変更。

(2) その他の主な改訂内容については、次のとおりです。

	掲載ページ	項目	内容
1	9 11	III 新たに被扶養者の申告をするとき 2 資格取得日 ※ 審査に必要な書類 5 当共済組合や他保険者等に被扶養者として届出していた家族について申告するとき	<ul style="list-style-type: none"> 「被扶養者申告書別紙(マイナンバー届出書)」を追記。

2	17	<p>VI 別居している（した）者を扶養申告するとき</p> <p>6 海外居住者（国内居住要件の例外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外留学、ワーキングホリデーや海外青年協力隊（JICA）等で日本国内に住所（住民票）がないとしても「日本国内に生活の基礎があると認められる」場合について、追記。
---	----	--	--

2 改訂日

令和6年12月2日（月）

3 当組合ホームページの掲載箇所

トップページ>短期給付>被扶養者認定取扱基準

https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/fuyousha_kijun/